

前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加資格の審査について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内業者とは、前橋市内に本店を有する者をいう。

(2) 準市内業者とは、次の要件をすべて満たしている者をいう。

ア 常時契約を締結する事務所として、前橋市内に支社、支店、営業所等（以下「営業所」という。）を有している者であること。

イ 前橋市の法人市民税の課税対象者であること。

ウ 営業所の従業員数が50名以上の者であること。

エ 30年以上継続して前橋市内に営業所を設置している者であること。

(3) 市外業者とは、前各号に該当しない者をいう。

(業種区分及び等級区分)

第3条 測量、建設コンサルタント業務等の業種区分及び等級区分は、次のとおりとする。

業種区分	等級区分
測量	A、B
建築関係建設コンサルタント業務	A、B

(資格審査)

第4条 令和6・7年度に前橋市が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年前橋市告示第669号)の定めるところにより、測量、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を申請した者について、入札参加を希望する業種区分ごとに、次の各号に掲げる事項について審査をし、入札参加資格の認定を行うものとする。

(1) 別表第1の資格基準を満たしていること。

(2) 入札参加を希望する業種区分について、相当の実績を有していること。

2 前項の規定により認定を受けた者（以下「有資格者」という。）において、市長が必要と認めた者については、指定した期間内に市長が必要と認めた書類等を提出させ資格の再確認を行うものとする。

3 有資格者は、一度審査を受けた業種区分について、合併や事業譲渡等の場合を除き、

その資格の有効期限内において再度審査を受けることはできないものとする。

(市内業者等に係る等級の決定)

第5条 有資格者のうち、市内業者及び準市内業者については、次に掲げる事項の審査をし、第3条に規定する業種区分に係る入札参加資格の認定を行ったときは、当該業種区分の等級を決定するものとする。

- (1) 業種区分ごとの年間平均実績高
- (2) 自己資本額
- (3) 業種区分ごとの有資格者の数
- (4) 営業年数
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務については、建築士事務所の構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の所属の状況
- (6) 申請する業種に該当するISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ及びエコアクション21の認証取得の状況
- (7) 障害者雇用の状況
- (8) インターンシップ受入れの実施の状況
- (9) ワーク・ライフ・バランス等推進の状況
- (10) 消防団協力事業所の登録状況
- (11) 指名停止等の状況
- (12) 防災活動の状況
- (13) 若手・女性技術者の雇用状況
- (14) 地域貢献の活動の状況
- (15) 再犯の防止等への取組み状況

(等級の決定の方法)

第6条 前条の規定する等級は、次条に定めるところにより算定する総合点数を、別表第2の格付基準に対応させて決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該業種区分に対して初めて等級を付すときは、同項の規定により決定すべき等級よりも1級下位の等級(該当する等級がない場合を除く。)とするものとする。

(総合点数の算定方法)

第7条 総合点数は、第5条第1項各号に規定する事項について、別表第3に定めるところにより算定した点数を次の算式によって計算した値とする。

算式

$$\text{総合点数} = 3 \times (1) + (2) + 5 \times (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15)$$

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行し、平成16年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行し、平成18年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、平成20年1月7日から施行し、平成20年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月19日から施行し、平成21年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月24日から施行し、平成24年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、平成26年1月27日から施行し、平成26年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月24日から施行し、平成28年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、平成29年11月2日から施行し、平成30年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、令和元年11月11日から施行し、令和2年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、令和3年11月10日から施行し、令和4・5年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行し、令和6・7年度の競争入札に参加する

者に必要な資格の審査から適用する。

別表第1（第4条関係）

資格基準

業種区分	部門	必要とする営業に関する登録	必要とする技術者
測量	測量一般	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者としての登録	測量法による測量士の登録を受けている者
	地図の調整		
	航空測量		
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所による登録	建築士法による1級建築士の免許を受けている者
	意匠		
	構造		
	暖冷房		
	衛生		
	電気		
	建築積算		
	機械積算		
	電気積算		
	工事監理（建築）		
	工事監理（電気）		
	工事監理（機械）		
	調査		
	耐震診断		
地区計画及び地域計画			
土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋		技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
	港湾及び空港		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を港湾及び空港とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	電力土木		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を電力土木とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び電力土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	道路		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を道路とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び道路とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
	鉄道		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を鉄道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び鉄道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	上水道及び工業用水道		技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業

		法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
下水道		技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に規定する資格を有する者
農業土木		技術士法による第2次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を農業一般及び農業土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
森林土木		技術士法による第2次試験のうち技術部門を森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を森林一般及び森林土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
水産土木		技術士法による第2次試験のうち技術部門を水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を水産一般及び水産土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
造園		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者
都市計画及び地方計画		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者、建築士法による1級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務の経験を有するもの又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理士技術検定に合格した者
地質		技術士法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を応用理学一般及び地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
土質及び基礎		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
鋼構造及びコンクリート		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を鋼構造及びコンクリートとするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
トンネル		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目をトンネルとするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及びトンネルとするものに限る。）とするものに合格し、同法による登

			録を受けている者
	施工計画、施工設備及び積算		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	建設環境		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を建設環境とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び建設環境とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	機械		技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	電気電子		技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	廃棄物		技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を廃棄物管理とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
地質調査業務	地質調査		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者、一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号イ若しくはロに規定する者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
補償関係コンサルタント業務	土地調査	希望部門に対応する部門に係る補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者又は補償コンサルタント登録規程第3条第1号イ若しくはロに規定する者
	土地評価		
	物件		
	機械工作物		
	営業補償・特殊補償		
	事業損失		
	補償関連		
総合補償			

注 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた登録部門に対応するこの表の土木関係建設コンサルタント業務の部門において必要とする技術者のうち、技術士法による第2次試験に合格し、同法による登録を受けている者（総合技術監理部門を除く。）と同等の資格を有する者とみなす。

別表第2（第6条関係）

格付基準

業種区分	等級	A	B
	測量		180点以上
建築関係建設コンサルタント業務		180点以上	180点未満

別表第3（第7条関係）

主観的事項の評点方法

項目	評点方法																																																						
(1)業種区分別年間平均実績高評点	審査基準日の直近2営業年度の業種区分ごとの年間平均実績高の金額に応じ、下表に掲げる点数とする。																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分別年間平均実績高</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2億8,700万円以上</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>2億5,300万円以上 2億8,700万円未満</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>2億2,200万円以上 2億5,300万円未満</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>1億9,400万円以上 2億2,200万円未満</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>1億6,800万円以上 1億9,400万円未満</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>1億4,500万円以上 1億6,800万円未満</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>1億2,500万円以上 1億4,500万円未満</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>1億 600万円以上 1億2,500万円未満</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>9,000万円以上 1億 600万円未満</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>7,600万円以上 9,000万円未満</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>6,300万円以上 7,600万円未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5,200万円以上 6,300万円未満</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>4,200万円以上 5,200万円未満</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>3,400万円以上 4,200万円未満</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>2,700万円以上 3,400万円未満</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>2,100万円以上 2,700万円未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>1,600万円以上 2,100万円未満</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>1,200万円以上 1,600万円未満</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>900万円以上 1,200万円未満</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>600万円以上 900万円未満</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>400万円以上 600万円未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>300万円以上 400万円未満</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>150万円以上 300万円未満</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>100万円以上 150万円未満</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>50万円以上 100万円未満</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>50万円未満</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	業種区分別年間平均実績高	点数	2億8,700万円以上	30	2億5,300万円以上 2億8,700万円未満	29	2億2,200万円以上 2億5,300万円未満	28	1億9,400万円以上 2億2,200万円未満	27	1億6,800万円以上 1億9,400万円未満	26	1億4,500万円以上 1億6,800万円未満	25	1億2,500万円以上 1億4,500万円未満	24	1億 600万円以上 1億2,500万円未満	23	9,000万円以上 1億 600万円未満	22	7,600万円以上 9,000万円未満	21	6,300万円以上 7,600万円未満	20	5,200万円以上 6,300万円未満	19	4,200万円以上 5,200万円未満	18	3,400万円以上 4,200万円未満	17	2,700万円以上 3,400万円未満	16	2,100万円以上 2,700万円未満	15	1,600万円以上 2,100万円未満	14	1,200万円以上 1,600万円未満	13	900万円以上 1,200万円未満	12	600万円以上 900万円未満	11	400万円以上 600万円未満	10	300万円以上 400万円未満	9	150万円以上 300万円未満	8	100万円以上 150万円未満	7	50万円以上 100万円未満	6	50万円未満	5
	業種区分別年間平均実績高	点数																																																					
	2億8,700万円以上	30																																																					
	2億5,300万円以上 2億8,700万円未満	29																																																					
	2億2,200万円以上 2億5,300万円未満	28																																																					
	1億9,400万円以上 2億2,200万円未満	27																																																					
	1億6,800万円以上 1億9,400万円未満	26																																																					
	1億4,500万円以上 1億6,800万円未満	25																																																					
	1億2,500万円以上 1億4,500万円未満	24																																																					
	1億 600万円以上 1億2,500万円未満	23																																																					
	9,000万円以上 1億 600万円未満	22																																																					
	7,600万円以上 9,000万円未満	21																																																					
	6,300万円以上 7,600万円未満	20																																																					
	5,200万円以上 6,300万円未満	19																																																					
	4,200万円以上 5,200万円未満	18																																																					
	3,400万円以上 4,200万円未満	17																																																					
	2,700万円以上 3,400万円未満	16																																																					
	2,100万円以上 2,700万円未満	15																																																					
	1,600万円以上 2,100万円未満	14																																																					
	1,200万円以上 1,600万円未満	13																																																					
	900万円以上 1,200万円未満	12																																																					
	600万円以上 900万円未満	11																																																					
400万円以上 600万円未満	10																																																						
300万円以上 400万円未満	9																																																						
150万円以上 300万円未満	8																																																						
100万円以上 150万円未満	7																																																						
50万円以上 100万円未満	6																																																						
50万円未満	5																																																						

(2) 自己資本額評点

審査基準日の直近の営業年度の決算における自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（下表において「自己資本額数値」という。）に応じ、下表に掲げる点数とする。

自己資本数値	点数	自己資本数値	点数
21以上	30	8以上 9未満	18
17以上 21未満	29	7以上 8未満	16
16以上 17未満	28	6以上 7未満	14
14以上 16未満	27	5以上 6未満	12
13以上 14未満	26	4以上 5未満	10
12以上 13未満	25	3以上 4未満	8
11以上 12未満	23	2以上 3未満	7
10以上 11未満	22	1以上 2未満	5
9以上 10未満	20	0以上 1未満	4

(3) 有資格者数評点

審査基準日時点において、別表第4の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の中欄に掲げる者の数に2を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（次の表において「有資格者の合計数値」という。）に応じ、下表に掲げる点数とする。

有資格者の合計数値	点数	有資格者の合計数値	点数
140以上	30	27以上 31未満	16
128以上 140未満	29	22以上 27未満	15
117以上 128未満	28	19以上 22未満	14
106以上 117未満	27	15以上 19未満	13
96以上 106未満	26	12以上 15未満	12
86以上 96未満	25	10以上 12未満	11
78以上 86未満	24	8以上 10未満	10
69以上 78未満	23	6以上 8未満	9
62以上 69未満	22	4以上 6未満	8
55以上 62未満	21		3 7
48以上 55未満	20		2 6
42以上 48未満	19		1 4
36以上 42未満	18		0 0
31以上 36未満	17		

(4) 営業年数評点

審査基準日までの営業年数に応じ、下表に掲げる点数とする。

営業年数	点数	営業年数	点数
40年以上	30	19年以上 21年未満	19
39年以上 40年未満	29	17年以上 19年未満	18

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>36年以上 39年未満</td> <td>28</td> <td>15年以上 17年未満</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>34年以上 36年未満</td> <td>27</td> <td>14年以上 15年未満</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>32年以上 34年未満</td> <td>26</td> <td>12年以上 14年未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>30年以上 32年未満</td> <td>25</td> <td>10年以上 12年未満</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>28年以上 30年未満</td> <td>24</td> <td>8年以上 10年未満</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>26年以上 28年未満</td> <td>23</td> <td>6年以上 8年未満</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>24年以上 26年未満</td> <td>22</td> <td>3年以上 6年未満</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>22年以上 24年未満</td> <td>21</td> <td>1年以上 3年未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>21年以上 22年未満</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	36年以上 39年未満	28	15年以上 17年未満	17	34年以上 36年未満	27	14年以上 15年未満	16	32年以上 34年未満	26	12年以上 14年未満	15	30年以上 32年未満	25	10年以上 12年未満	14	28年以上 30年未満	24	8年以上 10年未満	13	26年以上 28年未満	23	6年以上 8年未満	12	24年以上 26年未満	22	3年以上 6年未満	11	22年以上 24年未満	21	1年以上 3年未満	10	21年以上 22年未満	20		
36年以上 39年未満	28	15年以上 17年未満	17																																		
34年以上 36年未満	27	14年以上 15年未満	16																																		
32年以上 34年未満	26	12年以上 14年未満	15																																		
30年以上 32年未満	25	10年以上 12年未満	14																																		
28年以上 30年未満	24	8年以上 10年未満	13																																		
26年以上 28年未満	23	6年以上 8年未満	12																																		
24年以上 26年未満	22	3年以上 6年未満	11																																		
22年以上 24年未満	21	1年以上 3年未満	10																																		
21年以上 22年未満	20																																				
(5) 建築士事務所の構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の所属の状況評点 (建築関係建設コンサルタント業務のみ)	<p>(ア) 審査基準日時点において、建築士法による構造設計一級建築士が所属する場合は5点とし、有資格者が複数人いる場合の重複加点は行わない。</p> <p>(イ) 審査基準日において、建築士法による設備設計一級建築士が所属する場合は5点とし、有資格者が複数人いる場合の重複加点は行わない。</p>																																				
(6) ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ及びエコアクション21の認証取得の状況評点	<p>(ア) 審査基準日時点において、申請する業種に該当するISO9000シリーズの認証を取得している者は5点とする。</p> <p>(イ) 審査基準日時点において、申請する業種に該当するISO14000シリーズの認証を取得している者は5点とする。</p> <p>(ウ) 審査基準日時点において、申請する業種に該当するエコアクション21の認証を受けている者は3点とする。</p> <p>※(イ)と(ウ)の両方に該当する場合は、(イ)を加点対象とし、重複加点は行わない。</p>																																				
(7) 障害者雇用状況評点	<p>審査基準日時点において、雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「身体障害者等」という。）の数を、その雇用する労働者（身体障害者等を除く。）の数で除して得た割合が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の障害者雇用率以上の場合は5点とする。</p>																																				
(8) インターンシップ受入れの実施評点	<p>審査基準日の前日までの2か年において、インターンシップの受入れを行った者は2点とする。</p>																																				
(9) ワーク・ライフ・バランス等推進の状況評点 (ア)から(ウ)については、最も高い点数を加点対象とし、本	<p>(ア) 審査基準日時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。</p> <p>(イ) 審査基準日時点において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定）を</p>																																				

評点が10点を超える場合は10点とする。))

受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。

(ウ) 審査基準日時点において、群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。

(エ) 審査基準日時点において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）を受けている場合は、下表に掲げる点数とする。

(オ) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め、審査基準日の前日までの2か年で活用実績のある場合は、下表に掲げる点数とする。

(カ) 審査基準日時点において、まえばしウエルネス企業として登録している場合は、下表に掲げる点数とする。

評価項目	認定区分		配点案
ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	行動計画※1	2点
		1段階目※2	3点
		2段階目※2	4点
		3段階目	5点
		プラチナ	6点
	次世代法に基づく認定（トライくるみんな、くるみんな、プラチナくるみんな認定企業）	トライくるみんな	3点
		くるみんな	3点
		プラチナ	4点
	いきいきGカンパニー認証制度	ベーシック	1点
		ゴールド	2点
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4点	
育児・介護休業法に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め制度を活用している		2点	
まえばしウエルネス企業登録		1点	

※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たしていること。

(10) 消防団協力事業所の登録状況評点

審査基準日時点において、前橋市消防団協力事業所表示証交付整理簿に登録されている場合は5点とする。

(11) 指名停止等の状況評点

審査基準日の直近の5か年度において、前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め）の規定により、指名停止、文書又は口頭注意を受けた案件ごとに次の算式によって算定した点数の合計点とする。

	<p>算 式</p> <p>「指名停止件数」×「－１０点」＋「指名停止日数」×「－０．５点」 ＋「文書又は口頭注意件数」×「－５点」</p>
(12) 防災活動の状況評点	<p>(ア) 審査基準日時点において、前橋市と「災害時における応急対策活動に関する協定」を締結している場合は４点とする。</p> <p>(イ) 前橋市防災協力事業所の登録をしている場合は４点とする。</p>
(13) 若手・女性技術者の雇用状況評点 (本評点が１０点を超える場合は１０点とする。)	<p>(ア) 技術者経歴書に記載されている技術者を対象とし、審査基準日時点において、満３０歳以下の技術者を１名雇用している場合は２点、複数雇用している場合は５点とする。</p> <p>(イ) 審査基準日時点において、女性技術者を１人雇用している場合は２点、複数雇用している場合は５点とする。</p>
(14) 地域貢献の活動の状況評点	<p>審査基準日時点において、前橋市とネーミングライツスポンサー契約している場合は５点とする。</p>
(15) 再犯の防止等への取組み状況評点	<p>(ア) 審査基準日時点において、協力雇用主として前橋保護観察所に登録している場合は２点とする。</p> <p>(イ) 審査基準日の前日までの２か年において、保護観察又は更生緊急保護の対象者を３か月以上雇用した場合は２点とする。</p>

別表第4（第7条関係）

区分	有資格者		
測 量	○ 測量法による測量士の登録を受けている者	○ 測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）	
建築関係 建設コン サルタン ト業務	○ 建築士法による1級建築士の免許を受けている者	○ 建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く。） ○ 建築士法施行規則(昭和25年建設省告示第38号)第17条の21の建築設備士登録を受けている者	○ 公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
土木関係 建設コン サルタン ト業務	○ 技術士法による第2試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体力学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道若しくは下水道とするものに限る。）、衛生工学部門（選択科目を廃棄物管理とするものに限る。）、農業部門選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木に限る。）、水産部門（選択科目を水産土木に限る。）、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（記載のない部門はすべての選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	○ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の造園施工管理とするものに合格した者○ 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）による技術検定のうち、第1種技術検定に合格した者 ○ 土地区画整理法による土地区画整理士技術検定に合格した者 ○ 計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者 ○ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者 ○ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 ○ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRC CM資格試験に合格し、登録を受けている者	○ 建設業法による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理とするものに合格した者（1級の土木施工管理とするものに合格した者を除く。） ○ 日本下水道事業団法による技術検定のうち、第2種技術検定に合格した者（第1種技術検定に合格した者を除く。）
地質調査 業務	○ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格	○ 一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者	

	し、同法による登録を受けている者		
補償関係 コンサルタント業務		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者 ○ 土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者 ○ 司法書士法による司法書士の登録を受けている者 ○ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者 	